

# 英国「法廷侮辱法」(1981 年) 第 8 条の行方 (裁判員法第 108 条「秘密漏示罪」に関連して)

河 辺 幸 雄

- 1 はじめに
- 2 英国第一事例
- 3 英国第二事例
- 4 裁判員法第 108 条「秘密漏示罪」の考察に関連して
- 5 おわりにかえて (裁判員裁判と「WEB 世界」)

## 1 はじめに

我が国の裁判員法第 108 条「秘密漏示罪」が擁護される時、英国「法廷侮辱法」(1981 年) 第 8 条の規定の存在が援用される。陪審員が、評議の過程でなした発言、意見、議論または評決の具体的内容を開示し、またこれを第三者が陪審員に懇請することは、同 8 条 1 項違反となり、罰金刑あるいは拘留刑が適用される。同規定は、陪審員と、陪審員から直接あるいは間接に情報を得た非陪審員による、両方の公表を禁止する。その制度趣旨は、陪審員の評議室内での自由な意見の保障のためであり、それによって公正な裁判が担保され、陪審員と陪審制度が守られると評される<sup>(1)</sup>。

我が国「秘密漏示罪」違反事件の判例が存在しない現段階において、英国「法廷侮辱法」第 8 条 1 項違反事件の判例の中に、英国の「評議の秘密」の原理を探究し、合わせて同規定の現状を分析することは、我が国第 108 条「秘密漏示罪」を包摂する裁判員法「評議の秘密」(9 条 2 項・70 条・102 条・108 条)の存在意義と本質を考察する上において、有意義である。今春(2012 年春)以降の裁判員法附則第 9 条における検討・見直しに照準をあわせ、第 108 条「秘密漏示罪」の「裁判終了後の一部解除の方向性」を志向し

ながら、英国直近二判例を概観する。

## 2 <第一事例> Attorney General v Seckerson and Times [2009] EWHC(13/05/2009)

裁判員制度のスタートした2009年5月に、年を同じくして、同月13日、英国裁判所は、陪審員室の秘密を開示したとして、元陪審長セカーソンと英タイムズ紙に対して、英国「法廷侮辱法」(1981年)第8条1項を適用し、有罪を宣告した。そして、同月23日に英タイムズ紙に対して、15,000ポンド、セカーソンに対して、500ポンドの各罰金刑を言い渡した。元陪審長セカーソンが開示した「評議の秘密」とは、「陪審員は、専門医の鑑定内容も検討せずに、わずか数分で有罪の結論を出した。その評決結果は、10対2、であった。本件は無罪である。」というのが主な内容であった。裁判所は、同8条1項違反の宣告に際し、元陪審長セカーソンの開示の内容及びその方法が、ともにきわめて誠実であることを認めながらも、それは、「犯罪の成立を妨げる事由にはなりえない」と判示した。

英国陪審制度は、民衆のための「民主主義」の砦としての歴史的な価値を存続させながらも、一方で、8条1項を、かいくぐっておこなわれた元陪審員に対するインタビューの内容が蓄積され、その中から評議室内での幾通りかの不公正・不公平な手段の横行が浮かびあがった。適正な評議を経ることなく、評決の手段に、占い盤ウージャヤコインを使用し、ネオ・ナチに属する陪審員が、人種差別に基づく有罪宣告を、同僚陪審員に急がせる、等の評議室内の実態がさらけ出された。また陪審員は、顔やプロポーションがセクシーで魅力的な被告人に対しては、有罪の宣告を望まないという、顕著な傾向も浮かびあがった。それらの当然の帰結とは断じえないまでも、時が重なるようにして、多くの冤罪が明るみに出た。

第一事例の秘密暴露事件は、このような英国陪審評議室の実態を背景に、陪審員による「誠実な評議」を求める元陪審長と、「表現の自由」を求める

マスメディアによる、英国裁判所に対する「確信犯的」挑戦であった。その挑戦に対して、判決は、コモンローから継受し、制定法としても意義づけられた、陪審制における「評議の秘密」の原理を、次のように述べた。〈陪審制度は、その作用において、強固な、そしてその司法権において、高い価値のある姿を現してきた。その強さと価値は、評議室の秘密に守られて、12 人の人々の間で、オープンでフランクな意見が表明されてきたからである。このようにして意見が表明できるという自信は、その意見が評議室の外に漏れないということを、陪審員が知っているからである。〉

また、英タイムズ紙の〈欧州人権条約第 10 条「表現の自由」との抵触〉の主張に対しては、二つの見解を引用して英タイムズ紙の主張を退けた。まず、1994 年ニューズペーパー事件における、欧州人権委員会の宣告を引用して、〈本件における、表現の自由に対する制約は、司法の権威と公正という合理的な目的を持つ。英国陪審制は、陪審員が、評議室内での発言が、その外に漏れないことを知っているからこそ、評議室内で自由に発言できるという基盤の上に成り立っている。無制限の漏示禁止は、陪審保護のためには、必然である。〉と述べる一方、次いで 1997 年 Gregory v United Kingdom 事件における、欧州人権裁判所の見解を引用して、〈「評議の秘密」の原理は、イギリス裁判法の「司法の権威と公平」にとって最も重要な原理である。それゆえ、英国第 8 条 1 項が、陪審員が、「評議室」内で得た情報を暴露することを犯罪とすることにより、その原理を強化することに寄与する限り、その目的は、陪審員の「表現の自由」を制限することを、正当化するのに十分な合理性を有する。この規定は、制約目的と合理的な関係を有し、かつその目的達成のための手段が、「必要最小限度」のものであることを示す。なぜならばその規制は、裁判所の権威に対して、誠実な開示である限り、8 条 1 項は適用されないからである。従ってその手段は、民主主義社会において、論理的に正当化されうるものである。〉と述べた。

英 8 条 1 項の存在を擁護する、これら欧州人権委員会と同人権裁判所の見

解の引用にもかかわらず、第一事例判決は、英タイムズ紙をはじめとする英代表マスメディアを納得させるにいたっていない。それは「制約手段の必要最小限度」の審査に際し、「匿名性による開示が、より制約的でない代替手段になりうるかどうか」についての論点が、第一事例判決において実質審査されていないこと、及び「無制限の漏示禁止は、必然である」とする欧州人権委員会の見解の引用と、「誠実な開示である限り、8条1項は適用されない」とする同人権裁判所の見解の引用とには、相反ともとれる埋めがたい狭間があり、それゆえ、英8条1項には、いまだ欧州人権条約第10条「不適合」宣言の余地も残されていることがその理由と考えられる。8条1項の適用範囲についての解釈として、同条項が不明確であるという長きにわたる指摘にも関わらず、最広義に解する英国裁判所の全包括的絶対的法解釈は、コモンロー上の法廷侮辱における解釈を踏襲しているものと思われる。

英タイムズ紙は、第一事例判決直後、そのオンライン上において、判決内容に対する批判キャンペーンを展開したが、その結びにあたって不正の手段による評議評決に同席したことに耐えきれなくなった元陪審員たちは、信頼できるマスメディアを探しだし、インタビューを受けることによって、自らの思いを開示し、陪審員という義務の過程で背負った苦悩を、体外に放出するのである。>と、マスメディアとしての自らの役割を述べた<sup>(2)</sup>。

第一事例判決が、コモンローと英8条1項によって確立された「評議の秘密」の原理を判示する一方、英タイムズ紙が、マスメディアとしての役割を誇り高く強調した時から2年後の2011年6月13日に、フェイスブックを利用したインターネットによる8条1項違反事件で「拘留実刑判決」が下された。8条1項は、同規定のよってたつ基盤を急激な勢いで堀崩そうとするソーシャルメディアからの新たな挑戦を受けていたのである。

### 3 <第二事例> Attorney General v Frail and Sewart [2011] EWHC(16/06/2011)

2011 年 6 月 16 日、元陪審員が、既に無罪判決を受けていた元被告人と、交流サイトのフェイスブックを通じて交信をしたとして、ロンドン高等法院は、元陪審員に対して、拘留 8 月の実刑判決を、また元被告人に、拘留 2 月・2 年間宣告猶予判決を、それぞれ言い渡した。元被告人スワートは、大型薬物事件の共同被告人の一人であったが、同女の公判のみがいち早く分離され無罪判決を受けた。その時の陪審員の一人がフレイルであったが、同女は引き続き残りの共同被告人の陪審を担当していた。スワートが無罪判決を受けた翌日、フレイルは、偽名を使って、スワートのフェイスブックにアクセスし交信した。二人は 36 分間にわたり、インターネット・スラングを多用しながら、多数のメッセージを交換した。その内容は、評議室での議論・陪審員の構成、等にまでおよんだ。「他の審理はどのようになっていますか」というスワートの問いに対し、「陪審は言い争っています。残りの被告人は、無罪の模様です」とのフレイルの返答が最後の交信であった。スワートは、「メッセージはすべて削除します。心配しないでください。」という言葉で締めくくった。しかし、翌朝、スワートは、自己のソリシターに告白し、ソリシターからその報告を受けたバリスターが裁判所に申告したため、裁判所は、継続中の審理を停止し、当該陪審を解散した。

裁判官は、第二事例判決の冒頭で、英 8 条 1 項違反事件に、インターネットが登場したことを、「厄介なこと」と吐露した。続いて判決は、<①陪審制度にとって、「評議の秘密」は、絶対であり、その範囲はすべての事項に及ぶ。法廷侮辱罪は、本来は、コモンロー上の産物であるが、継続して展開され、法の優位に異議をさしはさむものに対して適用されてきた。法廷侮辱罪の起源は古いが、現代においても依然として、その重要性に変わりはない。②陪審員は、法廷に提出された証拠のみに基づき、各陪審員自身の人生における経験と、各人のコモンセンスのみを用いて、結論を出さなければならない。新聞の閲覧、家族・友人との対話を手段にしてはならず、その禁止されるべき態様は、インターネットの局面においても同様である。③「評議の秘

密」に対する義務は、終生のものである。＞と述べた後、さらにとりわけインターネットに関連して特別の項目を設けて、次のように詳述した。④(判旨概要) 本件審理が開始された日、裁判官は、陪審に対して、インターネットを使用してはならないという、明白な指示をあたえた。この指示は審理の期間中、しばしば繰り返された。インターネットは、コミュニケーションの現代科学技術における最新式手段として、急激なスピードで進化し続けている。しかし我々はここで断固明らかにしておかなければならないことがある。もしわれわれが、日常生活や日常業務において、反復継続する仕方でインターネットを利用するとしても、陪審員が、彼らが関与するところの裁判に関して、彼ら自身の疑問を、インターネットを利用して処理するとすれば、この国の刑事司法の執行にとって、かけがえのない貴重なものと我々が認識するところの陪審システムは、深刻なほどに衰えをみせるであろう。そしてさらには陪審がよって立つところの国民からの信頼に、動揺を与えるに違いない。陪審員の評議、そしてそれが帰するところの評決は、法廷に顕出された証拠のみにもとづいてなされなければならない。「評議の秘密」という原理は、陪審員が、聖域である法廷の、その周辺や外部の人々との対話に適用されるのと同じく、インターネットによる検索と通信にも適用されることは言うまでもないことである。コミュニケーション方法の革命といえども、陪審制にとっての本質的な原理である「評議の秘密」に対し、いささかの変更も加えることはできない。それゆえ、問題は、インターネットにあるのではなく、陪審員の側にある。公正な裁判に対する権利を崩壊するのは、長きにわたって築きあげられてきた原理を無視しようとする陪審員である。陪審員側には、常に、「評議の秘密」の原理を無視しようとする動機が潜在的に存在している。＞

続いて判決は量刑に関し、従来の基準のハードルを越えて「拘留刑」を選択し、さらに元陪審員には実刑を宣告した。そしてインターネットによる本規定違反に対して、一罰百戒の意味を込めるかのように、次のように自らを

鼓舞して締めくくった。＜陪審員による、インターネットの不正使用は、1981 年法第 8 条 1 項「法廷侮辱罪」規定に違反し、その事情の如何にかかわらず、もっとも危険のはらんだ、不品行な侮辱である。本件「拘留」判決の選択は、真、不可避である。この判決は、陪審による裁判の尊厳が、将来にわたって不滅であることを、確実にする決意を込めて言い渡されるものである。＞

英タイムズ紙は、陪審員・元陪審員が、インターネットの交流サイトやフェイスブックで、被告人関係者とやり取りをするだけでなく、進行中の事件について、有罪宣告予測のネット投票所を開設するケースが相次いでいるとも報じている。又、ネットで検索すれば、容疑者の前歴を記す過去の報道に触れることも容易であり、もはや不特定多数の個人のネットによる交信・検索行為を制約しようとすることは、その善し悪しは別として、非現実的となった、>との共通認識が、英国社会に、ほぼ伝播していることが指摘されている<sup>(3)</sup>。情報伝達場面での、無機質なネットによる交信・検索には、人から人への対面による有機的の秘密の暴露の場合に比して、それに要する時間とコストの極限の不要性と、行為者の非匿名性は、今まに行われようとする違反行為に、直面されるべき禁止規範の抑止力を減少せしめる傾向が顕著であると言える。

ソーシャルメディアによる英 8 条 1 項違反事件の判例史上への露出は、英国におけるマスメディアによる「評議の秘密」暴露に対する摘発の局面にも影響を与えることが推し量られる。インターネットによる「評議の秘密」の原理を無視した交信が、「WEB 世界」を自由に遊泳する中で、「現実世界」のマスメディアと元陪審員を摘発することの「虚しさ」であり、刑事司法における、捜査の端緒から判決に至るまでの、一連の刑事訴訟手続き全体としての公平性というバランスに対する「非現実性」である。

このような「WEB 世界」の生成拡大は、英国裁判所をして、「評議の秘密」の局面において、人から人へ、知識から知識への「ハイパーリンク」を封じ

ようにすること自体、「無意味」であるとの認識に立ち至らせるのであろうか。英8条1項をして、ブログ・SNS・集合知とそれらを支える「検索システム」への適用を実質断念し、同規定をして一部「法の風化」の運命へと、その第一歩を踏み出させるのであろうか。それとも、「垣根越し」と「ネット越し」の違いはあっても、人と人との「対話」としての本質に変わりはなく、「問題はインターネットにあるのではなく、陪審員にある、」との確信のもとに、今までにもまして、陪審員・元陪審員の8条1項違反に対する厳罰主義を貫いてゆこうとするのであろうか。神との接点のなかで、受けたその啓示の原理が、人間の墮落という世の移ろいととも、いかにこの世で疎んじられようとも、受けたその原理をこの世の終わりまで守り抜くことが、人類社会の中での英国の役割であり、神に対する責務である、と自認するブレンの国、その英国議会が定めた「法廷侮辱法」(1981年)第8条は、この先どのような運命をたどっていくのであろうか。

#### 4 我が国裁判員法第108条「秘密漏示罪」の考察に関連して

我が国に将来、英国第一事例に類する、裁判員法第108条「秘密漏示罪」違反事件が、発生するであろうか。まず我が国の評議室内で、英国のような占い盤ウージャやコインなどを使用するという不正な行為が生じることは、裁判官が同席する以上は考えられない。従って我が国においては、評議室内での、同僚裁判員の「不正な評議・評決」に対する非難・抗議を動機とする類の秘密暴露事件は、まず起こり得ないであろう。我が国において構造上考えられる秘密暴露の局面としては、評議室での「裁判官の裁判員に対する誘導」への非難・抗議を動機とする秘密暴露である。

我が国裁判官の、評議室での、裁判員に対する誘導の有無については、「存在する」という仮説の上にも間違いはないであろう<sup>(4)</sup>。ただ裁判員が誘導されていることに気づくかどうかの問題である。裁判員は、「事実認定」と「法の適用」において、自由心証の権限を持つ。他方裁判員は、構



成裁判官合議の「法の解釈」に拘束される。裁判長は、裁判員の「事実認定」と「法の適用」を、一定方向に導くための誘因を、その「法の解釈」の中に密かに組み込むことができる。熟練の裁判長にとってはそれほど困難なことではない。「練達の裁判官が事実認定をするときは瞬時に勘 (hunch) によって決まる」と、指摘されている<sup>(5)</sup>。その「勘」とは通常人の「第六感」のことではなく、専門家としての「法的三段論法の三構成要素間の複眼フィードバック」が「瞬時」にして行われ「即」結論づけられることを意味する。練達した裁判官が、「瞬時」に認定する事実とは、裁判員が「数日」掛けて模索する「歴史上の裸の事実」ではなく、「法の解釈」、「法の適用」との関わりの中で「瞬時」にして吟味されつくした「構成要件上の法的事実」である。その技術は、まさに大陸法系裁判官の伝統秘技と言える。法理学上<「法の解釈」と「事実認定」は、区分できるか>という命題のあることを、又大陸法系の諸国の中において、英国から移入された陪審制が、参審制へと移行したその理論的背景には、<「法の解釈」と「事実認定」は厳密には区分できない>という歴史上の結論のあったことを、忘れてはならない<sup>(6)</sup>。裁判員が裁判長の「誘導」にほぼ気づくことがないとすれば、裁判員の中から英国第一事例のような「確信犯型」秘密暴露事件はまず出現しないであろう。

何故、「誘導」にそれほどまでにこだわるのか。それは裁判長が、裁判員に気づかれないような誘導を仕掛けてまで、構成裁判官合議通りの判決を得ようとするのならば、裁判員制度は、国民に貴重な時間を費消させ、過酷な死刑問題に直面させるなどの精神的負担を掛けてまで、継続されるべきものではないからである。

以上述べた評議室内における裁判官の裁判員に対する誘導のやや詳細な描写は、優秀なるがゆえに、数多くの冤罪を生み出してきた我が国裁判官の特質及び心証形成傾向からの推測に基づく描写でしかない。現在の「評議の秘密」制度が存続する限り、判決生成に至る裁判官と裁判員の「評議」と、裁判員の心証形成のメカニズムという、裁判員裁判の刑事訴訟構造の中核の情

報を、「誘導をおこなう」地位にある裁判官が独占するという、尋常でない事態が我が国刑事司法の中核で生成している。絶望的ともいえる我が国の「評議の秘密」の一部解除の是非を巡る探究と実践に、事件が発生しないが故に断念する「判例研究による探究」の後に残された道があるとするならば、それは、純粹法学理論による国民に対する真正面からの、恒常的問いかけであろう。

英日の制度の考察に当たっては、英国が求める「誠実な評議」と、我が国が求める「誘導なき評議」間の変数処理の必要性はあるものの、「評議の秘密」の存在意義、という原理的問題に限っていえば、同一枠内での比較法的考察は可能である。英国判例における「評議の秘密」の原理についての先例判断に対応する、我が国「評議の秘密」の存在意義に関する、法務省刑事局刑事法制管理官による有権的解釈は、<①「評議室」の外で、個々の意見が明らかになる恐れがあれば、「評議室」内の議論における自由な意見表明が阻害される恐れがある。②発信者が特定されない形であっても、「評議室」内で、ある具体的内容の意見が述べられたことが、「評議室」外で、明らかになること自体が、そのような意見を「評議室」内で述べることを、躊躇させることになる。>との内容である<sup>(7)</sup>。

ここにおいて、英日における「評議の秘密」の本質論は、言説のための言語の使用法において、ほぼ重なり合いを見せるとともに、その内容においては、<「評議室内の表現の自由」を獲得・確保するために、当該発話者とその同僚の「評議室外の表現の自由」を終生にわたって完全に制約することの合理性>という一つの命題に収斂する。

この両国に共通して観念された命題に対する、我が国の視座からの探求方法は、法心理学コミュニケーション過程論と憲法訴訟論である。そしてその考察に際して、英国第一事例は、「マスメディアからの視点」を、そして同第二事例は、「ソーシャルメディアへの視点」を、それぞれ有効な視座として、我々の眼前に提示する。

しかし、我が国は、英国と同様に、評議室の「権威的」「学術的」リサーチを拒絶する。すべての資料は、評議室という「暗室」の闇の中であり、さらに裁判後の元発話者及びその同僚に対する質問は、終生の「評議の秘密」によって阻止されている。しからば、今、我が国においてなしうる唯一の純粹法学方法論は、我が国「評議の秘密」4条項の構成条項である第108条「秘密漏示罪」が、憲法第21条「表現の自由」に違反するか否かについての、例えば「過度の広汎性ゆえの無効理論」審査基準からの精査であり、加えて並行しておこなう英国「法廷侮辱法」(1981年)第8条1項の、英法がその支配下にあるところの、欧州人権条約第10条「表現の自由」との「適合・不適合」論争の経過検証である。

その論点について違憲審査権を持つ最高裁は、法附則第9条における法律の施行の検討・見直しの時点に照準を合わせて、着々と「評議の秘密」4条項の無修正に布石を打つ。最高裁事務総長の下に、有識者懇談会<sup>(8)</sup>を設け、頻繁に会合を重ねる中で、シナリオ化された裁判官意見交換会<sup>(9)</sup>と質問形式に工夫をこらした裁判員経験者アンケートを同会に資料配布している<sup>(10)</sup>。その両資料のマッチングは、裁判官と裁判員の評議における「協働」は、理想的に行われていることを象徴する。しかしその真偽のほどは誰にも検証することは出来ない。一方裁判官は、「評議の秘密」4条項の存在に対し、機会あるごとに社会に向かって、「合憲性」を超えた「礼賛」をおこなっている<sup>(11)</sup>。将来の「違憲判断者」が、いまだ具体的訴訟上の当事者からの違憲主張を待たずして、すべての当事者に先回りして、「評議の秘密」4条項を「礼賛」する我が国裁判官のその姿の有り様に対して、コリン・PA・ジョーンズ教授は、<裁判員法の「評議の秘密」は、実は国民のためのものでなく、裁判官のためのものである。元裁判員の国民は、終生、猿轡をはめさせられている。>と表現した<sup>(12)</sup>。

我が国は、昔から黒船の襲来がない限り、国民の「自由の扉」を、権力自らの手では開けない。我々としては、来るべきその日に備え、十分に成熟し

理にかなった、憲法訴訟論の成果を国民に提示すべく、普段から討議を行い、常に国民に対して、この国としての「評議の秘密」の「あるべき姿」を淡々と問い続けなければならない。到達しえない理想を、なお追いつける形而上学の道程の中に、目の前の現実の「より良き裁判」実現への、いくつもの鍵が生み出されていく。我々アカデミアにかせられた使命である。

## 5 おわりにかえて(裁判員裁判と「WEB世界」)

我が国において、英国第二事例に相当する案件は起こりうるであろうか。英国第二事例は、無罪になったものの14カ月に及ぶ公判中の身柄拘束によって、幼子と引き離された元被告人の女性に、元陪審員の女性が同情したのが、フェイスブックにアクセスした動機であった。我が国において、このようなインターネットを通しての「心情表出型」秘密漏示事件が発生しないと断定する根拠はどこにもない<sup>(13)</sup>。我が国において、もし権力が裁判員のインターネット上での「心情表出型」開示を、裁判員法第108条「秘密漏示罪」の中において掘り起こそうとするのならば、あらかじめ、我が国「評議の秘密」における、「裁判員のインターネット上の交信・検索」に関する法律上の問題点を明らかにし、特に裁判員の「検索行為」を、裁判員裁判の法体系のなかでいかに位置づけるべきかについて、国民の前に具体的な指針を提示すべきである。即ち、「検索行為」は、「知識の補充」のための行為なのか、それともそれらの知識を提供した第三者との「対話」行為の一場面と擬制するのか、「知識の補充」と看做すならば、それをも含めて、英国のように審理期間中の当該事件処理に関するインターネットの使用をすべて禁止するのか、それとも「知識の補充」のために関してはその使用を一部認めるのか、についての権力の判断が示されなければならない。そもそも裁判員裁判の主催者として、審理期間中の、裁判員のインターネットによる、当該事件処理に関連する「一般知識の補充」を、評議にとって「有益」なものとして観念するのか、それともインターネットによる「付け焼刃の偶々の偏った知識補充」

を、審理開始前までに各裁判員が身に付けていた、各人の「経験と知識」の融合・均衡を崩す「テクノロジーによる偏頗な束縛」として、評議にとって極めて「有害」なものと観念するののかについて、根源的なガイドラインを国民の前に提示し、広く公議に付すべきである。さらにその作業の上に立って、裁判員法第 108 条の適用範囲は「交信」に限られるのか、それとも「検索」による「知識の補充」にまでその射程は及ぶのか、についての精緻な考察結果を国民に開陳すべきである。権力が、「秘密漏示罪」を他の犯罪と同列に扱い、法条項の形式的な「公布」行為で十分と思慮するならば、人心をして裁判員制度から、離反させていくであろう。あるいは、最高裁において、そのような法解釈は、具体的事件の訴え提起を待つて行うのが裁判所の権限と義務である、とするならば、最高裁は裁判官をして、法第 108 条を含む「評議の秘密」4 条項に対する「合憲」を超えた「礼賛」を中止させ、さらにすべての当事者を先回りしたこれまでの「評議の秘密」礼賛を撤回させるべきである。

それにしても、法第 108 条は、あまりに「広汎」で「漠然」としており、法規範の使命の一つである国民への告知作用の役割を果たせていない。権力は、裁判員制度に誠実に取り組む我が国民に対して、ゆめゆめ「インターネットの不正使用」を方便とする、刑事法の「不意打ち」適用と、刑事罰の「打撃的」刑の宣告をしてはならない。

(注)

- (1) TERENCE INGMAN, *The English Legal Process, 12th Edition*, OXFORD UNIVERSITY PRESS, 2008, p309.
- (2) David Pannick, ‘£15,000 Times fine proves the need for reform of an indefensible law’ Times Online <http://business.timesonline.co.uk/tol/business/law/columnists/article6367425.ece?print=yes&rand>  
Richard Ford, ‘The Times fined £15,000 for contempt of court’ Times Online <http://business.timesonline.co.uk/tol/business/law/article6345376.ece?print=ves&rand>  
Kaya Burgess, ‘Jury foreman Michael Seckerson guilty of contempt over manslaughter case’ Times Online <http://business.timesonline.co.uk/tol/business/law/article6281255.ece?print=yes&rand>
- (3) 小林恭子英国メディア・ウォッチ「英陪審制とメディア報道(上)」  
<http://ukmedia.exblog.jp/8295687>
- (4) 最高裁判所事務総局刑事局監修『陪審・参審制度 フランス編』(2001年)387頁～388頁参照。  
「重罪院裁判長の中には、参審員を完全に操る人がいた。又実際それをやろうと思えば可能である」との記述がある。
- (5) 米倉明『民法の教え方』(弘文堂、2003年)144頁。  
「練達の裁判官が事実認定をするときは、ほとんど瞬時に、勘(hunch)によってきまる」と記述する。
- (6) 熊谷弘「大陸法系諸国における陪審制の運命—その参審制化の内在的原因の研究」司法研究報告書第13輯第3号(1965年)参照。
- (7) 辻裕教「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の解説(3)」法曹時報60巻3号(2006年)96頁。
- (8) 「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」は、最高裁判所事務総長の下に設置されている。
- (9) 裁判員制度に関する意見交換会の結果について  
東京高等裁判所 [www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09\\_12\\_05\\_10jissi\\_jyoukyou/tokyo1.pdf-html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05_10jissi_jyoukyou/tokyo1.pdf-html)  
名古屋高等裁判所 [www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09\\_12\\_05\\_10jissi\\_jyoukyou/nagoya.pdf-html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05_10jissi_jyoukyou/nagoya.pdf-html)  
大阪高等裁判所 [www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09\\_12\\_05\\_10jissi\\_jyoukyou/osaka.pdf-html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05_10jissi_jyoukyou/osaka.pdf-html)
- (10) 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会(第9回)配布資料  
[www.courts.go.jp/about/iinkai/saibanin\\_kondan/siruyo\\_09/index.html](http://www.courts.go.jp/about/iinkai/saibanin_kondan/siruyo_09/index.html)
- (11) 村瀬均「裁判員裁判と報道」『新しい時代の刑事裁判』原田國男判事退官記念論文集刊行会編(判例タイムズ社、2010年)394頁。
- (12) COLIN.PA.JONES, “Big winners in “jury” system may be judges,bureaucrats”, The Japan

Times online [http:// search.japantimes.co.jp / print / fl20090310zg.html](http://search.japantimes.co.jp/print/fl20090310zg.html)

- (13) 福元良明『メディアと日本人』岩波書店 (2011 年) 168 頁・169 頁。